

令和4年3月7日

保護者 様

松阪市教育委員会

国の基準による学級閉鎖への移行について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における感染拡大防止対策に係る対応に御理解・御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、児童生徒に感染があった場合の学級閉鎖については、2月10日付「今般の状況を踏まえた学校の学級閉鎖等の対応について」（【別紙】第6波における学級閉鎖の考え方）において対応の基準をお示し、ご理解・ご協力をいただいております。

こうした中、1月11日以降の学級閉鎖数は、3月3日現在、のべ161を数えております。これらの学級閉鎖とした学級の状況をみると、多くの場合、閉鎖中の学級の児童生徒の中から新たな感染者の報告はありませんでした。一方で、学級閉鎖が増加することで、とりわけ低学年の児童の保護者の方々の仕事や暮らしに多大な影響が及んでいることを伺っております。また、児童生徒の学びの保障や居場所の確保も課題となっております。

こうしたことを踏まえ、これまで、一人の感染者があった場合に、直ちに学級閉鎖として慎重に対応してきたところを、下記のとおり、国の基準通りの対応に移行し、現状の課題の改善を図ってまいります。

ただし、このことは、これまでの対応を緩和するものではありません。これまで閉鎖中の学級の児童生徒の中から新たな感染者があった場合、その多くが同時に又は短期間に体調不良を示しており、その兆しをいち早く把握し、速やかに学級閉鎖とすることで、これまでと同様に感染の拡大防止につなげられるものと捉えております。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学級閉鎖の判断

以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。

- (1) 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- (2) 感染が確認された者が1名であっても、当該学級に未診断の風邪等の症状を有する者が複数ある場合
- (3) 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者（当該陽性者に起因）が存在する場合
※学級閉鎖の期間は、感染者との最終接触日の翌日から5日間を目安とします。

2 学年閉鎖の判断

複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

3 学校全体の臨時休業の判断

複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

4 上記による対応については、3月7日から適用します。